

平成 29 年 8 月

平成 30 年度
税制改正等に関する要望書

全国卸売酒販組合中央会
会 長 松川 隆志

平成 30 年度 税制改正等に関する要望書

酒類には、永年に亘り財政上重要な物品として他の財・サービスに比べとりわけ高率の税負担が課せられてきましたが、酒類卸売業者としては、免許業者としての責務から酒税の適切な転嫁に努め、酒税が円滑に国庫に納付されるべく、経営の健全化等に格別の努力を払ってまいりました。ところが最近の状況を見ますと、規制緩和の流れの中で、取引価格は低迷しており不当廉売や差別対価等の不公正な取引も依然として横行しているものと思われ、個々の企業では、経営の健全化を図ることが困難な事態に立ち入っています。

以上のような状況を踏まえ、酒類卸売業界としては、下記のとおり要望しますのでよろしくお願い申し上げます。

記

第一 公正取引推進のための措置について

1. 改正酒税法等の円滑な運用のための適切な措置の実施

(理由)

- (1) 過度な価格競争の防止等のため、「酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 57 号) が成立・公布され、これに基づき、平成 29 年 3 月に、「酒類の公正な取引に関する基準」等が策定されて、同年 6 月から施行されています。

我々は、これまでも公正取引の推進のため、改正独占禁止法等の周知徹底を図り、その遵守に努めるとともに、コストオン方式に基づく適正な自社基準を通じて公正取引を遵守するための取組を実施して参りました。

今回の改正法令が円滑に執行されるよう、引き続き、制度内容の広報・周知等をきめ細かく実施していただきたい。

また、「酒類の公正な取引に関する基準」等の運用に当たって

は、多くの中小零細事業者を抱える酒類卸売業界における事業者間取引の実態等を十分に踏まえたものとするとともに、国税庁は、問題取引の改善に真摯に取り組む事業者に対しては積極的な支援を行い、関係者への要請等も実施していただきたい。

更に、「酒類の公正な取引に関する基準」等の実効性を確保するために拡充された質問検査権を駆使して、取引関係者間における取引実態の的確な把握に基づき、当該取引の総合的な改善が図られるよう、適切な対応を行っていただきたい。

- (2) これまで、国税庁では、公正取引の確保に向けた酒類業者の自主的な取組を促進し、酒税の確保及び酒類の取引の安定を図るために、「酒類に関する公正な取引のための指針」を制定して、それに基づき各種取組を推進されてきたが、今般、酒税法及び酒類業組合法の改正に伴って、現在の酒類業界における実態を踏まえた所要の改正がなされました。

この指針においては、合理的な価格の設定や優越的地位の濫用行為等を具体的に明示するほか、公正取引委員会との連携方法についても明記する等、酒類業界の実情に即した公正な取引の在り方が提示されています。

国税庁においては、公正な取引市場の確立のため、改正された指針に基づき、全ての酒類業関係者に対する指針の厳正な運用及び実態調査や指導の一層の充実をお願いしたい。

2. 独占禁止法の厳正な運用等

(理由)

- (1) 不当廉売、差別対価、優越的地位の濫用等の不公正な取引行為を課徴金適用の対象とした改正独占禁止法が平成 22 年 1 月に施行されましたが、これに先立つ平成 21 年 12 月には「不当廉売に関する独占禁止法上の考え方」(不当廉売ガイドライン)及び「酒類の流通における不当廉売、差別対価等への対応について」(酒類ガイドライン)が改定されるとともに、平成 22 年 11 月には「優

越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」(優越的地位の濫用ガイドライン)が策定され、不当廉売等の要件に関する解釈をより明確化することにより法運用の透明性を確保するとともに、事業者の予見可能性の向上が図られました。

つきましては、多くの中小事業者を抱える酒類卸売業界は、大手量販店あるいは大規模メーカーから優越的地位の濫用行為にさらされる立場にあることから、強大なバイイングパワー等によって不当な取扱いを受けることのないよう、改正独占禁止法の厳正な運用及び調査、指導の一層の充実を要望いたします。

- (2) 不当廉売に係る公正取引委員会への報告については、帳簿確認や取引先調査等の深度ある実態調査を行うとともに、例えば、注意相当の処分であっても三度目の場合や複数店舗において繰り返している場合には警告処分にする等、悪質な事例については警告や排除措置命令さらには課徴金納付命令を積極的に適用されることをお願いいたします。
- (3) 過度な価格競争の防止等のため、「酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律」(平成28年法律第57号)が成立・公布され、新たに、酒類販売業者等の酒類の取引に関し、公正取引委員会と国税庁との間において双方向の報告制度が設けられたが、両機関の権限の有効な行使が図られるよう、情報共有等についての取組を一層推進していただきたい。

3. メーカーによる小売価格指定制度(再販売価格維持)の実現

(理由)

メーカーによる小売価格指定制度(以下「本制度」という。)は、メーカー主導によって酒類等の小売価格を安定させるものであり、アルコール飲料の低価格化が大量飲酒や未成年飲酒に繋がることを踏まえれば、本制度が「アルコール健康障害対策基本法」に基づく「アルコール健康障害対策推進基本計画」の策定や酒税法及

び酒類業組合法等の改正に伴う「酒類の公正な取引の基準」等の施行など、酒類の特殊性に基づく社会的要請に関する最近の内外の動きに合致するとともに、低価格競争によって厳しい経営環境にある酒類業界の経営改善にも繋がる観点から、本制度の実現を要望いたします。

第二 税率変更が実施されたときにおける酒税相当額の変動額の円滑かつ適正な転嫁

(理由)

平成 29 年度税制改正において、類似する酒類間の税率格差が商品開発や販売数量に影響を与えている状況を改め、酒類間の税負担の公平性を回復する等の観点から、ビール系飲料や醸造酒類の税率格差の解消が、平成 32 年 10 月以降、段階的に実施されることになりました。

この税制改正により酒税の増・減税が実施された場合に、酒税相当額の変動額が円滑かつ適正に転嫁されることが重要ですが、大規模小売業等の優越的地位の濫用行為やその恐れがある行為等によって、酒類卸売業者が酒税増税分の一部を負担せざるを得ない状況に追い込まれることのないよう、公正取引委員会及び国税庁におかれては、消費税と同様に関係者への十分な指導を実施するとともに、その転嫁を拒否・阻害するような行為に対して検査等の徹底をお願いいたします。

第三 酒類卸売業免許制度の運用について

酒類卸売業免許の要件緩和及び新たな免許区分等を織り込んだ改正通達が平成 24 年 9 月より運用されていますが、酒類卸売業者が永年に亘って酒税の保全上重要な役割を果たしていること、並びに酒類産業行政の観点も考慮され、実情に即した運用をお願いするとともに、最低免許枠制度の廃止をお願いしたい。

(理由)

酒類は致酔性飲料であり、全ての酒類関係業者は、社会的責任と一定の社会的管理を要する物資であることを自覚して営業活動等を行っていますが、その根幹にあるのが免許業者としての意識です。

一方、酒類市場での競争は苛烈を極め酒類卸売業者の経営状況は、ここ数年悪化の一途を辿るとともに、転廃業も続出していますが、卸売業者は経営規模も比較的大きいことから、仮に破綻した場合は重大な影響を及ぼすものと考えられます。

特に、平成24年6月1日付課酒1-19の改正通達において新たに設けられた「店頭販売酒類卸売業免許」及び「協同組合員間酒類卸売業免許」については、免許枠の上限がないことから、卸売業者の乱立等によって各地の卸売業者の経営や、市場に与える影響が大きいと見込まれます。

つきましては、改正通達の運用に当たっては、酒税の保全に加えて産業行政の観点からも十分配意の上、実情に即したものとなるとともに、併せて新規免許業者に対する免許後の指導等の徹底をお願いいたします。

また、改正通達の免許可能件数の計算方法の中で「当分の間、1に満たないときは1とします。」とありますが、需給調整上問題がありますので、最低免許枠制度を廃止していただきたい。

第四 消費税の円滑かつ適正な転嫁等について

1. 消費税の円滑かつ適正な転嫁

(理由)

平成24年8月に成立したいわゆる「税制の抜本改革法」では、消費税の転嫁に関して「取引上の優越的な地位を利用して……(中略)……消費税の転嫁の要請を一方的に拒否すること等の不公正な取引の取締り及び監視の強化を行うこと。」並びに「消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から……(中略)……必要な法

制上の措置を講ずること。」と定められています。

これを受けて平成 25 年 6 月には、消費税の転嫁拒否等に対する関係当局による検査・指導や転嫁・表示カルテルの独占禁止法適用除外等を織り込んだ消費税転嫁対策特別措置法が成立し、更に、平成 28 年改正消費税法（平成 28 年法律第 85 号）による消費税率の 10%への引上げ時期の変更に伴い、消費税転嫁対策特別措置法の期限についても平成 33 年 3 月 31 日とされました。

つきましては、大規模小売業等の優越的地位の濫用行為によって、酒類卸売業者が消費税の一部を負担せざるを得ない状況に追い込まれることのないよう、公正取引委員会及び国税庁におかれては特措法及び関係ガイドラインの遵守状況等について強力な検査及び指導をお願いするとともに、違反行為に対しては引き続き厳正な処分をお願いいたします。

2. 消費税の外税表示（税抜価格表示）の恒久化

（理由）

消費税の表示方法については、消費税転嫁対策特別措置法第 10 条（総額表示義務に関する消費税法の特例）によって、平成 33 年 3 月末までは税込価格の表示を要せず、税抜価格による表示、いわゆる外税表示の選択が可能になっていますが、同法の期限切れとなる平成 33 年 4 月以降においても、消費税への認識を高め、円滑な価格転嫁を実現するために、外税方式を認め、事業者が表示方法を選択できるようにしていただきたい。

3. 事業者間取引における税抜価格表示への一本化及び端数処理方式の統一

（理由）

- (1) 平成 16 年 4 月の対消費者へのいわゆる総額表示方式の義務化以降において、事業者間取引については、税込価格表示と税抜価格表示がともに認められているため、取引の相手方から税抜価格

表示を税込価格表示（総額表示）へ変更するよう要請がなされる
ことがあります。

平成 28 年改正消費税法（平成 28 年法律第 85 号）においても、
事業者間取引について、税込価格表示と税抜価格表示がともに認
められています。

多品種・大量商品を扱う事業者間取引においては、現行のコン
ピュータシステムの下、税抜価格表示は制度改正等に対して機動
的な対応が可能ですが、税込価格表示の場合にはその都度、多大
な費用と事務量が必要となります。

つきましては、事業者間取引については税抜価格表示に統一す
るようお願いいたします。

- (2) 事業者間取引における消費税の一元未満の端数処理につい
ては、公正取引確保の観点から事業者間で有利不利がないよう四捨
五入方式に統一するようお願いいたします。

第五 酒税法、酒類業組合法の再構築について

酒税法及び「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（以下「酒
類業組合法」という。）」を再構築し、酒類事業法（仮称）を立法化
していただくようお願いいたします。

(理由)

酒税法及び酒類業組合法は、昭和 28 年制定以来今日に至って
いますが、当時に比し昨今の経済情勢、社会環境が著しく変化して
います。また、酒類が財政上重要な物品であり、かつ、社会的に
管理を必要とするアルコール飲料であることに鑑み、平成 13 年 1
月施行の財務省設置法に国税庁の所掌事務として「酒類業の発達、
改善及び調整に関すること」が明記されています。

つきましては、現行の酒税法、酒類業組合法についても、酒税
の保全、業界の安定と秩序の維持及び国民の健康保持を柱とし、
中小企業の育成や資源環境への配慮等の施策を盛り込んだ法制度

へと再構築した酒類事業法（仮称）の立法化に向けた検討をお願いいたします。

第六 貸倒れに係る酒税の還付制度の創設について

酒税についても、消費税・石油ガス税及び軽油引取税同様、貸倒れに係る税の還付制度を創設していただきたく、お願いいたします。

（理由）

今日の酒類市場は、人口減少社会における少子高齢化や若者の嗜好の多様化等により需要が伸び悩む中、消費者の低価格志向を反映して販売競争、なかでも価格競争がますます激化しています。

このため、酒類業者の経営は悪化し、酒類販売代金の貸倒れの発生も高水準となっており、今後更に増えることが懸念されます。酒類はその価格に高額な酒税を含んでおり、小売業者の倒産により貸倒れが発生したときの卸売業者の受ける痛手は、特に中小業者が多いこともあり、極めて大きいものとなります。

現在の法制では、酒類販売代金が回収不能になったときは、その代金に含まれる酒税については、還付規定がないため、結果的に酒類業者が負担せざるを得ないこととなります。酒税は間接税で酒類業者が負担すべきものではありません。現に、わが国の間接税の中で、消費税、石油ガス税及び軽油取引税に貸倒れに係る税の還付制度が認められています。

以上のことにより、酒類販売代金が回収不能になったときの酒税について、酒類業者に新たな負担を強いることのない形での還付制度を創設していただきますようお願いいたします。

第七 被災酒類に係る酒税相当額の現地還付制度の新設

（理由）

酒類販売業者が所持する酒類が被災した場合、現行の被災酒類の酒税額の還付は、被災酒類の納税義務者である酒類製造者を通

じて還付する制度となっており、その手続きが煩雑であるとともに、事務処理や物流経費が大きな負担となっています。

つきましては、還付に係る手続きを簡素化して、被災場所の所轄税務署長がその数量等を確認した場合は、当該酒類販売業者に酒税相当額を直接還付される制度となるようお願いいたします。

第八 日本産酒類の輸出等に係る酒税法上の手続の簡素化

(理由)

日本産酒類の輸出促進については、クールジャパン推進の一環として卸売業界においても積極的に取り組んでいますが、現行の蔵元から未納税方式による輸出手続は、蔵元、輸出卸売業者の双方にとって手続の完結までに要する事務負担が大きく、機動的な対応が困難であり、輸出促進のネックの一つとなっています。

つきましては、輸出卸売業者が、簡便な方法により商機を失することなく、保有する課税済酒類を直接輸出出来るよう、卸売業者に対する酒税の還付方式と一体となった制度の導入の検討をお願いいたします。

第九 流通効率化等のための酒類容器（生樽容器）の統一化

(理由)

環境保全、物流合理化等の観点から、酒類容器等の3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進に向けた取組がなされているところであるが、近年、物流現場が人手不足等によって非常に厳しい状況にあり、更なる合理化等を図っていくことが喫緊の課題となっています。

現在、生樽容器は酒類製造業者各社でその形状及び容量が不統一であるため、トラックによる搬送や倉庫における管理が煩雑になるなどにより、業務の非効率化や女性進出の阻害の要因として、酒類流通におけるコスト上昇を招いています。また、生樽容器が料飲業者以外の一般消費者に流れる例も散見され、有効なりサイ

クルが確保できるような制度の再構築が必要になっています。

このようなことから、流通効率化等のために、酒類容器（生樽容器）の統一化に向けた取組を推進していただきたい。

第十 社会的要請への対応について

近年、致酔飲料という酒類の商品特性に鑑み、内外において社会的管理の要請が高まっています。

国内では「アルコール健康障害対策基本法」に基づいて「アルコール健康障害対策推進基本計画」が策定され、社会全体で不適切な飲酒を防止するために、広告・表示・販売等に関する施策が実施されています。更に、酒類の特殊性に鑑み、その公正な取引の推進等を図るため、酒税法及び酒類業組合法が改正され、平成 29 年 6 月から施行されました。

他方、海外では、WHO（世界保健機関）においては、平成 22 年 5 月の総会において「アルコールの有害な使用を低減するための世界戦略」（以下「世界戦略」という。）が採択されるとともに、各国に対して政策オプションとして、①販売方法の規制、②飲み放題均一料金または大量販売の禁止、③酒類の最低価格の設定等を提言しています。

私どもとしては、酒類に対する社会的責任を自覚し、その管理の重要性について認識を深めるべく、「これからの時代の酒類事業のあり方」（新ビジョン）を刊行して具体的な対応策等を提言するとともに、その後の社会経済情勢の動き等を踏まえ、改訂版を発行したところです。

つきましては具体的提言のうち、特に以下の諸点につきましては早急な対応が必要と思われますので、速やかに取り組んでいただきますようお願いいたします。

- ① 電波媒体広告の制限
- ② 価格訴求チラシの禁止
- ③ 2 リットルを超える大容量容器の制限

第十一 法人事業税に係る外形標準課税制度の撤廃

(理由)

法人事業税に係る外形標準課税制度は、資本金や付加価値額(報酬給与額、支払利子等)を課税標準とするため、企業の固定的負担を増大させ企業経営を圧迫することから、景気や雇用へ悪影響を与えることが懸念されます。

酒類業界は酒類需要が伸び悩む中で、競争の激化によりおしなべて経営が悪化しており、酒税保全の観点からも危惧される状況にあります。

ついては、本制度の撤廃を要望しますとともに、中小企業が多い酒類卸売業界としては、少なくとも対象法人を中小企業に拡大しないようお願いいたします。